

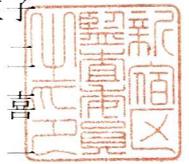


新宿区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、  
定期監査の結果に基づき区長等が講じた措置について別紙のとおり公表する。

平成28年3月31日

新宿区監査委員	山	岸	美佐子
同	濱	田	幸
同	岩	田	一喜
同	中	村	真





27 新総総総第 3698 号  
平成 28 年 3 月 30 日

新宿区監査委員 山 岸 美佐子 様  
同 濱 田 幸 二 様  
同 岩 田 一 喜 様  
同 中 村 しんいち 様

新宿区長 吉 住 健



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 9 月 11 日付け 27 新監査第 273 号による「平成 27 年度定期監査（前期）結果報告書」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



## 平成 27 年度定期監査（前期）（平成 27 年 9 月）

### 【福祉部】速やかな会計処理に努められたいもの

#### 1 監査結果の内容（要約）

障害者福祉課（以下「課」という。）では、平成 26 年 4 月 10 日に「点字図書の給付委託」の契約を締結した。

その後、平成 26 年 6 月 30 日に委託が完了し、同年 7 月 16 日に契約の相手方から支払請求があったが、支出命令が行われたのは平成 27 年 5 月 20 日であった。

請求から支出まで 10 か月の期間を要したことは、会計処理として不適切と言わざるを得ない。

課においては、チェック体制を十分に機能させ、速やかな会計処理に努められたい。

#### 2 講じた措置の概要

課において会計事務の適正な執行を確保するため、支出及び精算状況の確認についてのチェック表を作成し、各係において四半期ごとにチェック表で確認を行うこととした。また、チェック体制を十分に機能させるため、各係で確認をおこなった後、課庶務担当係長（福祉推進係長）に報告することとした。

なお、指摘を受けた後、27 年 10 月 30 日、28 年 1 月 4 日に 2 回チェックを行い、支出等が適正に処理されたことを確認した。

### 【子ども家庭部】速やかな事務処理に努められたいもの

#### 1 監査結果の内容（要約）

保育園子ども園課（以下「課」という。）では、平成 26 年度に多子世帯に対する支援として、区立子ども園の短時間保育児・中時間保育児の入園料及び保育料について、第 2 子を半額、第 3 子が無償とする減免区分を新設した。

当該減免の実施に伴い、平成 26 年 4 月から 7 月分までの入園料及び保育料の徴収済分（60 世帯 61 人分 計 897,900 円）の還付を同年 9 月 10 日付けで決定したが、還付処理が行われたのは平成 27 年 5 月であった。

還付を決定してから処理まで 8 か月の期間を要したことは、事務処理として不適切と言わざるを得ない。

課においては、事業の進行管理及び課内における情報共有を徹底し、速やかな事務処理に努められたい。

#### 2 講じた措置の概要

事業の進行管理を徹底するため、部内各課の全事業の年間スケジュールを経営会議で集約し、月又は四半期ごとに進捗状況を報告・確認することとした。

また、課内における事務事業の確実な把握と課題の共有を図るため、課内各係の事務分担案を作成する過程に課長も関与するとともに、係長会を毎週はじめに開催し、事務事業の進捗状況と課題を課長、係長が確認し、共有することとした。

さらに、情報共有を促すための事務改善として、区民からの問い合わせや意見に対して、連絡票を作成し係内で共有するとともに、すべての事務事業について、係内で管理・閲覧できるファイリングシステムを改めて徹底を行うこととする。

## 【みどり土木部】事務処理体制を確立されたい

### 1 監査結果の内容（要約）

交通対策課（以下「課」という。）では、平成 26 年 5 月 22 日に「産業廃棄物運搬処理委託」の契約を締結した。当該契約の委託完了日は平成 26 年 5 月 29 日とされ、支出命令は同年 6 月 6 日に行われたが、委託事業者から区に交付された産業廃棄物管理票（マニフェスト）では、運搬終了が同年 5 月 2 日、処分終了が同年 5 月 6 日となっていた。

同様に、平成 26 年 8 月 1 日に契約を締結した「看板等廃棄物運搬処理委託」についても委託完了日は同年 8 月 7 日とされ、支出命令は同年 8 月 27 日に行われたが、産業廃棄物管理票（マニフェスト）では、運搬終了が同年 7 月 16 日、処分終了が同年 7 月 22 日となっていた。

当該 2 件の委託は、所定の手続きについて事前に意思決定を経ることなく行われており、不適切な処理と言わざるを得ない。

課においては、財務会計に関する基本的な理解や手順を徹底するとともに、検査時や決裁時のチェックを確実に行うなど、事務処理体制を確立されたい。

### 2 講じた措置の概要

指摘を受けた事項について、直ちに当該課の職員に周知徹底するとともに、事業を実施する場合は、事業実施の意思決定を行った後、契約等必要な手続きを行う等、適正な事務処理を行うよう指導を行った。

また、当該課においては、指摘を受けた日以後の事務について検査時や決裁時のチェックを確実に行うため、事務のフローチャート及びチェック表を作成し、担当者、係長、課長がそれぞれ事務の流れにそってチェックする（チェック日を記入するとともに押印する）こととした。

なお、財務会計に関する基本的な理解や手順を徹底するため、経営会議において、検査時や決裁時のチェックを確実に行うなどの金銭会計マニュアルの再確認を行い、共有した。

## 【環境清掃部】契約事務の適正な執行に努められたいもの

### 1 監査結果の内容（要約）

新宿清掃事務所（以下「所」という。）では、平成 27 年 4 月から新宿中継・資源センターにおいて火災危険物の抜き取り事業等を開始するにあたり、予定金額 2,558,520 円の整備工事が必要となった。

所では、当該事業に係る維持修繕工事費を当初予算に計上していなかったため、平成 27 年 1 月 14 日付けで当該事業の予定金額と維持修繕工事費の予算残額との差額 1,832,000 円の予算流用を決定した。

その後、平成 27 年 1 月 19 日に 1,273,320 円、同年 2 月 18 日に 1,285,200 円の 2 件の契約（合計金額 2,558,520 円）を同日事業者とそれぞれ随意契約により締結した。

当該 2 件の契約は、予算流用を行った時点で必要な工事の内容が明確となっており、その予定金額は随意契約によることが出来る額を超えていたため、一括して競争入札を行うべきであった。

契約事務の執行にあたっては、公平性、経済性の原則を踏まえ、安易に随意契約とすることのないようにしなければならない。

所においては、契約事務に関する法令等の遵守を徹底し、契約事務の適正な執行に努められたい。

## 2 講じた措置の概要

安易に随意契約にすることがないよう、各係において、事業の年間スケジュールを立て、事業執行にあたり、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項及び新宿区契約事務規則第 39 条に定める予定価格を超える契約予定案件がないかあらかじめ整理しておく。その上で、契約の際に随意契約が妥当であるか、また、複数の契約を分けて地方自治法第 167 条の 2 第 1 項及び新宿区契約事務規則第 39 条に定める予定価格を超えないようにしていないか、整理した事業を確認のうえ、係長及び庶務担当係長がチェックを行うこととする。

なお、契約事務、会計事務に関する法令等の遵守を徹底するため、事務担当職員を対象に、契約事務の手引きや金銭会計マニュアル、仕事のための基礎知識等を活用し、契約事務規則、会計事務規則等に関する研修を平成 28 年 1 月 28 日に実施した。



27 新教教管第 2041 号  
平成 28 年 3 月 23 日

新宿区監査委員 山 岸 美佐子 様  
同 濱 田 幸 二 様  
同 岩 田 一 喜 様  
同 中 村 真 一 様

新宿区教育委員会  
委員長 今野 雅裕



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 2 月 18 日付け 26 新監査第 620 号による「定期監査の結果について」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



## 監査結果に基づき教育委員会が措置を講じた事項

監査結果報告書の種別	■ 27.2 定期監査（後期）結果報告書
監査結果（指摘事項）	
<p>適正な手順によって事業実施の意思決定をされたいもの</p> <p>新宿西戸山中学校では、外部講師による事業を年間複数回実施しているが、実施起案の決定が事業実施後に行われていたものや、講師への通知や謝礼に関する事務が実施起案の決定前に行われていたものが複数見られた。</p> <p>新宿区立学校文書取扱基準（平成3年新宿区教育委員会訓令第3号）では、文書の処理及び処理方針を「校務運営上必要な事項等については、必ず文書を作成して処理しなければならない」、「施行期日の予定されているものは、決定を受ける余裕を置いて起案し、必要な審議等の機会を失わないよう務めなければならない」と定めている。</p> <p>事業を実施する場合は、まずは文書で校長の意思決定を受け、周知・通知等の必要な手続きを行ったうえで、事業を執行し、支出をしなければならない。</p> <p>新宿西戸山中学校においては、文書の取り扱いの原則を踏まえ、今後は適切な手順によって事業実施の意思決定をされたい。</p>	
講じた措置の内容	
<p>新宿西戸山中学校においては、事業を実施する際、担当者、副校長及び校長により実施時期の確認を行うなど、事業実施前に適切に意思決定を行えるよう事務処理の改善を図った。</p> <p>教育委員会においては、毎年度、転入した副校長、事務職員に対する財務会計を含んだ研修、また、夏季休業中には、会計室職員が講師となり、区立学校に勤務する都費事務職員や幼稚園において財務会計を担当している教諭を対象に財務会計研修を実施している。</p> <p>また、学校において処理する事務は多岐に渡っているため、各事務についての通知やマニュアルのデータベースを作成し、区立学校がより適切な事務処理を行えるよう教育委員会の支援体制を整えた。</p>	